

伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドラインの概要 ～これからの島根の林業を変える～

(1) ガイドラインの目的

森林を伐採する前から伐採者と造林者が連携することにより、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新（人工造林や天然更新）を図るとともに、一貫作業（伐採と植栽を連続して行うこと）などによる再造林等の低コスト化を推進する。

(2) ガイドラインの効果

これまでの伐採と再造林が分断された状況を、ガイドラインの取組により連続させ、森林所有者の再造林への不安（どうすれば良い？誰に頼めば良い？いくらかかる？）を払拭することにより、主伐の促進と確実な更新が図られる。

→ 「循環型林業を次のサイクルへ」、「公益的機能の持続的発揮」

【効果1】

伐採前に伐採収入と再造林経費を明確化し、再造林への不安を払拭する。

【効果2】

伐採と植栽を連続して行う一貫作業の導入などの低コスト再造林により負担を軽減する。

【効果3】

主伐と再造林のほか、間伐等の施業でも路網整備、機械利用、原木等運搬の共同利用など、施業の集約化を推進する。

【さらなる発展】

- 連携の取組みを積み重ねることにより信頼関係を築き、協定締結や覚書を交わす。
- 連携の取組みの定着・深化により、再造林を森林所有者負担なしで出来る基金などの仕組みづくりへ発展させる。

(3) ガイドラインのメリット

【森林所有者】

- 収益増
伐採収入《大》
(木材の最大利用)
再造林経費《小》
(低コスト再造林)

【伐採者】

- 森林情報等の共有による新たな伐採地の確保
- 森林経営計画作成による燃料用チップの買取価格の上昇
- 各種事務処理負担の軽減（造林者との役割分担）
- 補助事業等の優先採択

【造林者】

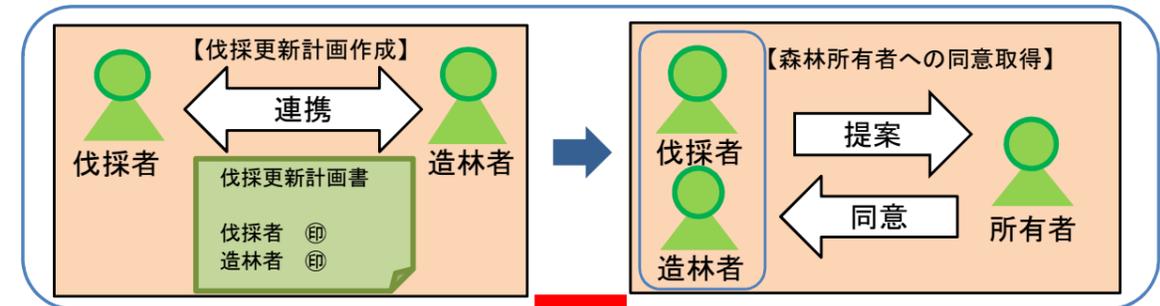
- 再造林事業地の確保
- 森林経営計画作成による施業の集約化
- 補助事業等の優先採択

森林所有者への還元を最大化

(4) ガイドラインで定める内容

- ①伐採前に伐採者と造林者が役割分担を決め、連名で「伐採更新計画」を作成すること。
- ②森林所有者へ、伐採収支や保育まで含めた再造林経費を提示し同意を得ること。
- ③周辺森林を含めて森林経営計画作成と施業の集約化を図ること。
- ④関係法令等を遵守すること。

【伐採者と造林者の連携イメージ】



(5) 県・市町村等の支援

【県】

- 会議や研修会などを利用して意識醸成や優良事例の普及を図るなど、連携を推進する。
- 伐採更新計画を補助事業等の要件又は優先採択とする。
- 伐採者と造林者が、連携に係る協定や覚書を取り交わすよう指導助言を行う。
- 協定や覚書の締結を把握し、重点的に支援する。

【市町村】

- 森林法に基づく伐採届や森林経営計画の認定の際に連携の有無を確認し、必要に応じて指導助言を行う。
- 市町村単独事業について、優先採択に努める。